NPO 法人横浜日独協会　第６回理事会議事録

１．日　　時　　2017 年 10 月 21 日（土）13:00～14:40 まで
２．会　　場　　戸塚区民センターさくらプラザ４階創作室
３．出席者数　　19 名（欠席２名、理事総数 21 名）
４．出席者名　　早瀬会長　能登副会長　坂井常務　南雲常務　山口常務　齊藤常務
大久保理事　成川理事　磯貝理事　中尾理事　寺澤理事　佐藤理事
（電磁的議長委任者）向井副会長　小島常務　黒崎理事　パネン理事
山岸理事　神永理事　藤田理事
（運営委員：地野委員　大堀委員）
５．議題
(1)　第 1 号議案　報告事項について
(2)　第 2 号議案　例会・行事予定について
(3)　第 3 号議案　「第 2 回ドイツ・インダストリー4.0」（中小企業支援財団事業との共催）まとめについて
(4)　第 4 号議案　法人名のドイツ語・英語表記について
(5)　第 5 号議案　協会パンフレット（日本語・ドイツ語）の作成（中間報告）について
(6)　第 6 号議案　協会の“統一ロゴ”の作成（公募への応募状況）について
(7)　第 7 号議案　ＮＰＯ法人横浜日独協会内規の作成について
(8)　第 8 号議案　認定ＮＰＯ法人化（2019 年度）への課題整理について
(9)　第 9 号議案　会員制度と会費・寄附・会員制度について
(10)　第 10 号議案　「主たる事務所」の確保について

６．議事の経過の概要及び議決の結果

定款第 33 条の定めにより早瀬会長が議長にあたる。

議長より議事録署名人の選任について、出席理事にはかったところ議長一任との意見があり、早瀬議長ならびに能登副会長、齊藤常務を推薦することを提案し、満場一致で承認され、続いて、上記１０議案の審議を行った。

第 1 号議案　報告事項について

① 会員実績：個人１８６名（内ＹＣ２８名）、法人　１０社　　計１９６名

ヤングクラブＹＣ会員は当初 9 名だったが 2017 年 10 月までに新たに加わった若者は 21 名。内７名は在ドイツ支部長。

② 資金状況：直近残高　￥249,381 円　　定期預金　￥200,000

齊藤常務（会計担当）より本年度導入した NPO 法人会計基準に準拠した会計ソフト（複式簿記）による上半期の決算書（「中間決算報告書」別紙参照）は、本来は年度末の決算のみの作成であること、まとめが上半期終了時だったので理事会に提出したこと、帳簿の内容は通常活動に伴う事業別費用と勘定科目の仕訳を知ることなどを踏まえ、上半期の支出状況を把

握し今後の事業展開に不可欠なものとの説明があった。

早瀬会長より、財政面の工夫としてボッシュジャパンによる事業への助成制度（例、若者支援等)、横浜市国際局管轄事業に活用可能な助成制度があるので、積極的にアプローチしていって欲しいとの意見があり、全理事一致して承認された。

③ 会報／ＨＰについて

山口常務より、ホームページ更新にはその都度費用が発生するため、可能な限り集約したうえで業務委託するようにとの要請があった。

成川理事より「個人情報保護法」(2005 年施行）について、ＪＤＧＹとしてホームページ上に個人情報保護方針を表明する必要があるとの意見があった。また、齊藤事務局長からも認定ＮＰＯ法人を目指す上での必要最小限の体制整備の一環との意見があり、内閣府等にあるＮＰＯ法人用のモデル規定などを参考に速やかに作成に当たることが、全理事一致して承認された。

④ 事業実績報告：

〇9 月 24 日（日）9 月例会「武田章寛トーク・コンサート」

〇10 月 4 日（水）　共催事業：「第 2 回ドイツ・インダストリー4.0」主催・横浜企業経営支援財団

〇10 月 8 日（日）東京横浜独逸学園オクトーバーフェスト

⑤ 横浜日独協会名誉顧問就任承諾について

去る 8 月 25 日付で、林文子横浜市長の在任期間平成 33 年 8 月 29 日までとする承諾通知があった。(別添通知写し参照)

以上、報告事項について全理事一致して承認された。

Ⅱ．検討・決議事項：

第 2 号議案　例会・行事予定について

10 月度理事会（第 6 回）：10 月 21 日（土）13：00～14:30

10 月例会：10 月 21 日（土）15:00～17:00　講演会：講師・中島真人氏

テーマ「1937～1938 年のベルリン“キンダートランスポート（子どもの輸送）を中心に”」

会場：戸塚区民文化センター４階創作室

11 月度理事会（第 7 回）11 月 18 日（土）10：30～12：00

会場：国際協力センター6 階会議室

11 月例会：11 月 18 日（土）13：00～19：00 ゲーテ横浜校「ドイツ同窓会フェスティバル」

会場：みなとみらい国際協力センター6 階会議室

（既報：別紙プログラム概要参照）

12 月例会：12 月 16 日（土）12：00～「クリスマス会」（於：驛（うまや）の食卓（しょくたく））

プログラム等については次回 11 月号会報に掲載する。会費は 5,500 円（ヤングクラブ会員は 3,000 円、不足分は協会負担)、招待者は４

名を予定。

1月例会：2018年1月20日（土）予定：

マルティン・ルターと宗教改革500周年関連の講演を考えている。現在講師を探しているので紹介をしてほしい。（能登副会長）

第3号議案　「第2回ドイツ・インダストリー4.0」（中小企業支援財団事業との共催）まとめ

坂井常務より10月4日開催同セミナーを共催者ＪＤＧＹの立場から総括する報告があった。次号会報に詳報が掲載されるが、共催者として多々反省点がある、同種セミナーが各地で開催されている現状から同名セミナーを再考する必要性、当協会自身の市内中小企業の情報不足、参加企業（製造業）は32社と少なかった、産学官連携を市内でどのように働きかけていくか、ＪＤＧＹの役割や存在感の再考の必要性等々。

早瀬会長からは、第1回目より内容的にはより以上のものであり、参加者にも確実にインパクトがあったのではないか、との意見とともに、第3回目の開催に向けてＪＤＧＹとして取り組んでいく旨の提案があり、全理事一致して承認された。

第4号議案　法人名のドイツ語・英語表記について

齊藤事務局長より、当協会の英語表記について他都市の日独協会から助言があり、「ＮＰＯ」の表記方法をドイツ語に統一するとの経過説明と文字訂正の提案があった。

変更後：ドイツ語表記 Organi“s”ation　⇒　変更前：英語表記 Organi“z”ation

【　Non-Profit-Organisation Japanisch-Deutsche Gesellschaft Yokohama　】

以上、全理事一致して承認された。

第5号議案　協会パンフレット（日本語・ドイツ語）の作成（中間報告）について

能登副会長より、前回承認された協会パンフレットの作成について追加提案があった。広報を担当する向井副会長を中心に、近々作成委員会を開催し、具体的なパンフレットの装丁等をまとめ提案する。協会の年史用（クロニクル）と広報用パンフレット用という方針で作成し、常に最新の情報を掲載し、必要な時に必要な会員がダウンロードできることも想定して編集にあたる。

以上、追加提案について全理事一致して承認された。

第6号議案　協会の“統一ロゴ”の作成（公募への応募状況）について（山口）

山口常務より、公募4件（色違い含む）及び従来使用ロゴ（３点）の中から採用ロゴを絞り込むことと、いずれのデザインも縮小して使用するためロゴ組み込まれる「ＪＤＧＹ」は大きくする必要がある、との意見を加え提案があった。（別紙公募ロゴマーク一覧参照）

以上、広報担当を中心に取りまとめることについて全理事一致して承認された。

第7号議案　ＮＰＯ法人横浜日独協会内規の作成について

齊藤事務局長より、次の3点について内規を定める必要性がある旨の提案があった。

1）定款上定めのある「名誉会員」の任期ならびに、定款に定めはないが設置している「特別顧問」

「顧問」及び「運営委員」の設置に関する内規について

⇒結論：提案されて内規案3点は必要であるが、同種内規の文言等を参照に見直すなど、継続審議となった。

2）事業費支給基準内規（事業用交通費、事業経費、会長が必要と認める経費等）について

・任意団体当時に制定された内規を準用してきたが、実際の運用面では事業用交通費の支給には当時の協会の財政面を考慮し、横浜市内は対象外とする判断があった。

・任意団体当時からみて活動範囲は確実の拡大し、活発化しているが、財政面では会費以外に寄附金を幅広く募るなどの内部努力が必要である。

⇒結論：このたびＮＰＯ法人の内規制定にあたり、従来の「横浜市内は対象外」とする別の判断基準を置かないこととし、内規案を採用し本日より運用する。

3）法人内部統制に関する内規について

・別紙「ＮＰＯ法人監事による監査チェックリスト」（冒頭部分抜粋）は全国のＮＰＯ法人がモデルにしているものであり、いずれ認定ＮＰＯ法人を目指すために運用面並びに会計面に係わる監事監査を通して法人内部統制を効果的に行うもの。

⇒結論：同チェックリストの目的から当協会としても導入をはかり、内規化を速やかに行う。

以上、内規作成について全理事一致して承認された。

第8号議案　認定ＮＰＯ法人化（2019年度）への課題整理について

齊藤事務局長より、ＮＰＯ法人化から半年が経過、「認証ＮＰＯ法人」としての着実な実績を重ねているが、「認定ＮＰＯ法人」に向けほぼ１年後には所轄庁の横浜市と具体的な準備手続きが始まる。ＮＰＯ法に沿った認定NPO法人にふさわしい協会づくりには、前述の内規等の整備はもとより、次号議案を最大の課題として取り組むことの提案があった。

以上、取り組みの方針について全理事一致して承認された。

第9号議案　会員制度と会費・寄附・会員制度について

齊藤事務局長より、認定ＮＰＯ法人の申請には「ＰＳＴ」（パブリック・サポート・テスト）のクリアが不可欠な条件となっている。今現在は横浜市が認定する「指定ＮＰＯ法人」をめざし、クリアすれば期間限定付きだが認定ＮＰＯ法人化は可能であろう。本来的な認定NPO法人のねらいは幅広く市民との協働を現す「寄附金」の総事業費に占める割合や年間寄附者数を確保することにある。寄附者の拡大にはかなりの時間を必要とし、次年度当初より具体的な取り組みが求められる。

具体案その１）「会費と寄附金セット」の仕組みを新たにつくり、年間3,000円もしくはそれ以上の寄附者100名以上を３～４年かけて確保する。年会費1,000円＋寄附金4,000円＝5,000円という新たな仕組みを加える。

※ＰＳＴでは、総事業費の２０％以上の寄附金、もしくは年間3,000円以上の寄附者が毎年100名以上であることとしている。

具体案その２）個人会員ではなく「賛助会員＝3,000円」（この場合は実質的な寄附者扱いになる）を幅広く募る。

その他として、南雲常務より会費の仕組みはそのままとし、一口 1,000 円以上の寄附者を募ってはどうかとの意見があった。この場合、1,000 円の寄附者がどれだけ多くても上記ＰＳＴはクリアできないことがネックになる。ただし、当協会の財政面の改善には有効である。

以上、引き続き検討することとして継続審議となった。

第 10 号議案　「主たる事務所」の確保について

齊藤事務局長より、当協会の法人に合わせ入居した桜木町の市民活動支援センター共同オフィスの入居期限は 2020 年 3 月 31 日と明らかであり、新たなオフィスを探さなければならないが、関連情報として《神奈川県立かながわプラザ（あーすぷらざ、ＪＲ根岸線「本郷台駅」そば）の「シェアオフィス」(別紙資料参照)》が提示された。

住所；栄区小菅ヶ谷／入居期限なし／最低Ｃタイプ約２㎡毎月 5,160 円（桜木町同 2,400 円）／その他条件ほぼ桜木町と同様／大船から 5 分、鎌倉から 15 分、横浜から 26 分根岸線）／4 月、8 月、12 月年 3 回募集

以上、当協会の事務所に関する情報提供があった。

Ⅲ．その他

○能登副会長より、当協会会員の舘野ゆかり氏が企画する第 6 回「Wien bleibt Wien”ウィーンはいつもウィーン“(開催日 2018 年 1 月 14 日（日曜日）14:00、原宿アコスタディオにて）の後援依頼があったとの報告がった。

以上、後援者となることについて全理事一致して承認された。

以上により本日の議事を終了して、議長は閉会を宣した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

2017 年 10 月 29 日

議　　長　　早　瀬　　勇

議事録署名人　　能　登　　崇

議事録署名人　　齊　藤　　進　治